

第二級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入(マーク)すること。

法規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問 }

法 規

[1] 次の記述は、電波法の目的を述べたものである。

内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「この法律は、電波の公平かつ な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」

1. 経済的
2. 積極的
3. 能率的
4. 能動的

[2] 次の記述は、船舶に施設する無線設備について述べたものである。無線設備規則の規定に照らし、

内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その 筐体^{きょうたい}の見やすい箇所に、当該設備の発する磁界が に障害を与えない最小の距離を明示しなければならない。」

1. 自動操舵装置の機能
2. 他の電氣的設備の機能
3. 自動レーダープロットング機能
4. 磁気羅針儀の機能

[3] 第二級海上特殊無線技士の資格を有する者が、1,606.5キロヘルツから4,000キロヘルツまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話で国内通信のための通信操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

1. 5ワット
2. 10ワット
3. 30ワット
4. 50ワット

[4] 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。次のうちから選べ。

1. 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2. 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線通信の業務に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者
3. 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
4. 日本の国籍を有しない者

[5] 免許人は、その船舶局が安全通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
2. 速やかに海上保安庁の海岸局に通知する。
3. 無線検査簿の記載欄にその概要を記載する。
4. 船舶の責任者に通報する。

[6] 免許人は、無線局の検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

1. その指示及び措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総合通信局長に報告する。
2. その措置の内容を免許状の余白に記載する。
3. その旨を検査職員に連絡し、再度検査を受ける。
4. その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告する。

第二級海上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則の規定に定める事項に該当しないものは、次のうちのどれか。

1. 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
2. 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
3. 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
4. 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り速い通信速度で行わなければならない。

〔8〕 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのは、次のどのときか。

1. 工事設計書に記載された空中線を使用できないとき。
2. 他の無線局の通信に混信を与えるおそれがあるとき。
3. 無線設備の機器の取替え又は増設の際に運用するとき。
4. 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

〔9〕 船舶局の無線電話による遭難呼出しの方法として、正しいものを次のうちから選べ。

1. (1) メーデー (又は「遭難」) 2回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難船舶局の呼出名称 2回
2. (1) メーデー (又は「遭難」) 3回
(2) 遭難通信宰領局の呼出名称 3回
(3) こちらは 1回
(4) 遭難船舶局の呼出名称 1回
3. (1) メーデー (又は「遭難」) 3回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難船舶局の呼出名称 3回
4. (1) メーデー (又は「遭難」) 3回
(2) こちらは 1回
(3) 遭難船舶局の呼出名称 1回

〔10〕 緊急通信は、どのような場合に行うことができるか。電波法の規定に照らし、正しいものを次のうちから選べ。

1. 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合
2. 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災等が発生した場合
3. 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な通信を行う場合
4. 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

〔11〕 無線電話通信において、応答に際して直ちに通報を受信しようとするとき、応答事項の次に送信する略語は、次のうちのどれか。

1. 送信してください
2. どうぞ
3. 了解
4. OK

〔12〕 無線局が相手局を呼び出そうとするときは、遭難通信等を行う場合を除き、一定の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならないが、この場合において聴守しなければならない周波数は、次のうちのどれか。

1. 自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数
2. 自局に指定されているすべての周波数
3. 他の既に行われている通信に使用されている周波数であって、最も感度の良いもの
4. 自局の付近にある無線局において使用する電波の周波数